

## 『物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）』のご案内

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に「物価高騰対応重点支援給付金7万円または10万円」が支給されます。

## ●支給額

支給額は次のいずれかに該当する額となります。

1. 蓬田村物価高騰対策給付金（村独自給付金3万円）の支給対象世帯 → 1世帯あたり**7万円**
2. 上記1以外の世帯 → 1世帯あたり**10万円**

## ●支給対象

下記の条件を満たす世帯

1. 基準日（令和5年12月1日）に蓬田村に住民登録がある方の世帯
2. 令和5年度の住民税が「**均等割のみ課税者**」又は「**均等割のみ課税者及び非課税者**」のみで構成されている世帯
3. 他の市区町村で同制度による給付金を受給していない世帯

※ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く。

## ●手続方法

## ①確認書が送付される方 → 返送が必要です。【提出期限：令和6年2月29日（木）消印有効】

世帯全員が令和5年1月1日以前から蓬田村に住民登録があり、令和5年度の住民税が「**均等割のみ課税者**」又は「**均等割のみ課税者及び非課税者**」のみで構成される世帯  
→給付対象と思われる世帯の世帯主宛てに2月上旬に、確認書を送付します。  
確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

※添付書類

- 振込先金融機関口座確認書類の写し  
（確認書に記載の口座以外への振込を希望する方や確認書に口座が記載されていない方）
- 本人（代理人）確認書類の写し  
（振込先金融機関口座確認書類を提出した方、代理人が確認（受給）する場合）

## ②申請書が送付される方 → 申請が必要です。【提出期限：令和6年2月29日（木）消印有効】

令和5年1月2日以降に蓬田村に転入してきた方がいる世帯や未申告の方がいる世帯  
→対象と思われる世帯の世帯主宛てに1月中旬に、申請書を送付します。  
令和5年度の住民税が「**均等割のみ課税者**」又は「**均等割のみ課税者及び非課税者**」のみで  
構成される世帯の場合は、申請書に必要事項を記入の上、添付書類を添えて申請してください。

※添付書類

- 「申請・請求者本人確認書類」の写し
  - 「受取口座を確認できる書類」の写し
- ※令和5年1月2日以降蓬田村に転入してきた方は「令和5年度住民税課税証明書」の写し  
※未申告の方は住民税申告を行い、支給対象に該当する場合は申請をしてください。

## ●支給時期

村が確認書・申請書を受理した日から概ね2週間程度

## ●提出先（郵送先）・お問い合わせ先

〒030-1211 蓬田村大字蓬田字汐越1番地3 ☎0174-27-2113（内線401）  
蓬田村役場 健康福祉課 「物価高騰対応重点支援給付金」担当

## 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

申請内容に不明な点があった場合など、蓬田村から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。